

国立大学法人大阪大学宿日直規程

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)に勤務する者の宿直及び日直（以下「宿日直」という。）に関する事項を定めることを目的とする。

(宿日直の業務及び手当)

第2条 宿日直の業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 緊急患者の対応待機等
 - (2) 病室の定時巡回、少数の要注意患者の定時検脈・検温
- 2 1回の宿日直につき支給する手当の額は、22,500円とする。

(宿日直の時間帯)

第3条 宿直は、午後5時15分から翌日の午前8時30分までとする。

- 2 日直は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、業務上の必要がある場合には、宿直又は日直の時間帯を変更することがある。

(宿日直の割り振り等)

第4条 宿日直を命じる場合には、一定のローテーションに従ってその割り振りを行い、その業務に従事する日をあらかじめ本人に通知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、宿日直を命じない。
- (1) 採用後2週間に満たない者
 - (2) 結核性疾患のため、軽作業に従事すること又は要注意とされた者
 - (3) その他宿日直を命じないことが必要と認められる者

(宿日直の交替等)

第5条 病気、出張その他やむを得ない事情により、前条第1項の規定によりあらかじめ割り振られた日に宿日直に従事することができない者は、その旨を速やかに大学に届け出なければならない。

- 2 前項の届出があった場合には、業務の割り振りを変更し、宿日直を他の者に命じることがある。

附 則

この規程は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年1月19日から施行し、平成17年1月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成18年8月14日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年12月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和7年12月1日から施行する。